

3

文化財コンテンツと著作権に関するQ&A

高田 祐一 数藤 雅彦
(奈良文化財研究所) (五常総合法律事務所)

A FAQ on Cultural Heritage Content and Copyright

Takata Yuichi* Sudo Masahiko**

(Nara National Research Institute For Cultural Properties*) (Gojo Partners**)

著作権／Copyright 著作権法／Copyright law パブリックドメイン／Public domain
三次元データ／3D data 写真撮影／Photography

1. はじめに

本稿は、文化財関係業務において博物館や自治体等の関係者が実務上直面する、著作権を中心とした法的問題について Q&A 形式でまとめたものである。各回答は、著作権等の法律に関する基本的な考え方や、参考情報の提供を目的とするものであり、背後の事実関係等が異なれば法的結論も異なり得ることにご留意頂きたい。

本稿の執筆にあたっては、実務的な疑問を募るため、2020年1月に奈良文化財研究所で開講した文化財担当者研修文化財デジタルアーカイブ課程の講師・受講生（野口淳・仲林篤史・石井淳平・加藤俊吾・大矢祐司）にも協力いただいたが、文責は著者（高田・数藤）が負う。念のため付言すると、本稿の各記載は著者2名の見解であり、各所属組織を代表する見解ではない。

2. 基本的事項

Q1. パブリックドメイン（public domain。以下「PD」と略）とは何か？

A. 保護期間が満了したなどの理由で、著作権が消滅した著作物のことをいう（日本の法律用語ではないが、一般にこのように呼ばれている）。PD になった著作物は、商用も含め、著作権者の許諾なく利用することができる。

Q2. 文化財はどのくらいの期間が経過するとPDになるか？

A. 文化財が著作物に該当する場合、それが実名の著作物か、無名・変名の著作物かなどの条件によって保護期間の満了時期は変わり得る。例えば、ある作者が単独で創作し、実名で公表した著作物の場合、少なくとも作者が1967年末までに死去しているのであれば、保護期間が満了している。また、作者が変名（雅号など）で発表し、本名が周知でない著作物の場合は、少なくとも1967年末までに公表されたものであれば、保護期間が満了している。保護期間については近時の法改正の影響もあり複雑なため、詳しい法的根拠などは本誌掲載の数藤別稿を参照されたい。

Q3. 縄文土器に著作権はあるか？

A. 縄文土器は、現在の著作権法に照らせば著作物に該当し得るものであるが、制作年代が縄文時代であるため、保護期間が満了し、著作権はすでに消滅している。

Q4. プラントオパール分析（遺跡の堆積土壌からイネ科植物由来等の土粒子を検出する分析法）など自然科学分析の報告にも著作権はあるか？

A. 著作権法で保護される著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を指す（著作権法2条1項1号）。自然科学上の事実それ自体や、実験結果などの単純なデータそれ自体は、「思想又は感情」を含まないため、著作物にならず、著作権は生じないと考えられる。ただし、報告書や論文のなかで、自然科学分析の結果などを創作性のある文章で表現した場合は、著作物になり、著作権が生じ得る。

Q5. 文化財の調査機関が、外部の業者に土器破片の撮影を委託した。この写真の著作権は誰が持つか？なお写真にアングル等の点で創作性があり、著作物にあたると仮定する。

A. 委託した場合は、外部業者が自らの裁量で撮影するケースが多いと思われるため、通常は外部業者が写真の著作権を持つと考えられる。調査機関が写真の著作権を持ちたいのであれば、委託契約を締結する際に、権利関係の条項について確認する必要がある。

3. 写真撮影

Q6. 文化財関連の報告書に掲載している写真に著作権はあるか。

A. 撮影された文化財の著作権と、撮影した写真それ自体の著作権の2つを考える必要がある。本問では後者について検討すると、通常は文化財を撮る際にアングル等を工夫するため、原則としては写真に著作権が生じると考えられる。ただし例外的に、壁画を忠実に再現するために正面から撮ったような場合には、その写真は創作性がないとして著作物にあらず、著作権が生じない場合がある（版画を正面から撮影した写真の著作物性を否定した裁判例として、東京地判平成10年11月30日（昭和63年（ワ）第1372号））。

Q7. 著作権が消滅している文化財を撮影した写真フィルムやデジタルデータを調査機関が保有している。その写真には著作権があり、調査機関が著作権者であるとする。出版社がその写真を使用して商業出版を行う場合、調査機関に対して写真掲載の申請や対価の支払いが必要か。

A. 調査機関が写真の著作権者であるため、申請が必要となる。当該機関の規程に則り、対価が発生する場合は、支払いが必要となる。

Q8. 許可を得て提供された写真画像につき、ウェブ公開や印刷のために解像度を落とすことは、同一性保持権の侵害にあたるか？

A. ウェブ公開や印刷のために解像度を落とした場合であっても、写真の見た目に明らかに変化がないなど、写真表現としての同一性が失われない程度であれば、同一性保持権の侵害にはならないと考えられる（職業写真家が撮影した写真をウェブサイトに掲載する際に、カンパやプレゼンテーションにおいて使用するのに支障が生じない程度に解像度を低下させたにすぎないのであれば、同一性保持権侵害が生じないと判断した裁判例として、大阪地判平成17年3月29日平成14年（ワ）第4484号）。

Q9. 誰かが撮影した時期不明の写真が当博物館にある。おそらく撮影から70年ぐらいは経過していると思われるので、インターネット公開して良いか？写真には文化財の調査の様子が写っているだけで、機微な情報は映り込んでいない。

A. 写真の著作物の保護期間はやや特殊で、通常の著作物のように著作者が1967年末までに死去した場合（Q2参照）に加え、旧著作権法（昭和45年改正以前の著作権法）との関係で、少なくとも1956年末までにその写真が公表された場合も、著作権は消滅する。なお、調査しても正確な撮影時期が不明で、撮影者も不明、さらに職務著作とも解釈できない場合には、裁定制度の利用も検討に値する。また、文化財が大きく写っている場合は、文化財それ自体の権利処理が必要な場合もある。なお著作権とは別の権利として、写真については肖像権やプライバシーなども問題になり得るところ、昔の写真であり、機微な情報が写り込んでいないとのことなので、通常はこれらの権利侵害になる可能性は低いと考えられる。（数藤）

まずは博物館の受入台帳などの再精査をお勧めする。そのうえで、組織内に対応内規を作成するなどして、組織的に公開可能かを検討することを勧める。（高田）

4. 三次元データ

Q10. 文化財を三次元データ計測して着色等を行い、3DCG画像を作成することを考えているが、3DCG画像にも著作権が生じるのか？

A. 三次元データ計測を行った場合に、そのデータが文化財の客観的な形状を示す計測データにすぎない場合は、著作物の定義における「思想又は感情」がないか、または「創作的に表現」したものではないため、著作権は生じないと考えられる。他方で3DCG画像について、画像の構成

や配置、アングル、色彩、色調の明暗、陰影等の見せ方において作者の個性が表現されている場合には、著作物になり得る（マンモス頭部の3DCG画像に著作物性を認めた裁判例として、知財高判平成24年4月25日（平成23年（ネ）第10089号））。

Q11. 三次元モデルの欠損部分を学術的見地から補った場合や、点群の数を増減させてモデルの密度（粗密）を変更した場合、新たに著作権が生じるのでしょうか？

A. Q10で紹介した裁判例の考え方をふまえると、三次元モデルの欠損の補填や点群の増減といった作業において、様々な表現の可能性があり得る中で、美術的または学術的観点に基づく特定の選択が行われ、その選択に従った表現が行われている場合には、作者の個性が表現されていると言え、新たに著作権が生じるものと考えられる。

Q12. 三次元計測において、スキャナーの設置位置や、照射角度、対象を適切な向き・角度に固定するための独自の治具の利用、最適なモデルを作成するための照明や写真撮影の工夫を行った場合、3次元モデルの計測データに著作権は生じるのか？

A. 計測により得られたデータが、文化財の客観的な形状を示すデータにすぎない場合は、Q10で検討したように、直ちに著作権は生じないと考えられる。

Q13. PDとなっている縄文土器について、ある公立博物館から、写真撮影は許可するが、3次元計測およびフォトグラメトリ目的の写真撮影は「複製可能」なために許可しないとの判断を下された。著作権（複製権、翻案権）にもとづく説明と思われるが、このような判断は法的にあり得るのか？

A. 現在、縄文土器には著作権は存在しない（Q3）ため、少なくとも著作権法の観点からは法的根拠のない主張だと考えられる（なお、施設管理権に基づく撮影不許可の主張は可能性として考えられる）。

5. 権利許諾と権利制限

Q14. 自館の刊行物をインターネット公開する際に、著作権の許諾が必要な原稿や写真で、権利者不明などの理由で許諾を確認できないものはどうしたらよいのか？

A. 著作権法の裁定制度を利用することが考えられるほか、やむを得ない場合は、該当の部分のみ黒塗り等のマスク処理を行った上で公開することも考えられる。

Q15. 文化財の所有権者は、所有権に基づいて、（著作物である）文化財の複製等を許諾することができるか？

A. できない。所有権と著作権は別個の権利であり、所有権には著作物の複製を許諾する権能はないと考えられている（参照、最判昭和59年1月20日（昭和58年（オ）第171号）〔顔真卿自書中告身帖事件〕）。

Q16. 過去に当機関が発行した刊行物に、当機関が著作権を有する、古代の出土遺物の写真が掲載されている。このたび、ある出版社から、商業出版のために掲載画像を引用したい旨の連絡があった。既刊の刊行物から画像をスキャンするため、当機関からの画像提供は不要とのこと。当機関としては、引用であっても必ず事前に画像利用申請を出してもらい、画像使用料を徴収したいが、引用であれば申請は必要ないのか。

A. 著作権法32条1項に定める適法な引用と認められれば、著作権者の許諾なく書籍に掲載することが可能である。そのため、出版社からすると、申請の必要はない（なお本件では、法的な観点からみると、そもそも出版社が貴機関に連絡しなくても引用は可能であったと思われる）。

Q17. 過去の文化財関係の報告書を電子化してインターネットで公開する際に、部分的に調査・執筆を担当した法人が現存しない場合や、外部執筆者が物故者である場合には公開できないか？

A. 法人が解散した等の理由で現存しないケースにおいて、権利を承継した法人等があれば、まずはその法人等に問い合わせてみるのが望ましい。外部執筆者が物故者である場合には、まず遺族を探して問い合わせることが考えられる。これらの法人等や遺族が不明な場合や連絡がとれない場合には、著作権法の裁定制度を利用して公開することや、やむを得ずその部分を黒塗りにして公開することも検討に値する。

Q18. 過去に撮られた指定文化財等の写真を刊行物に掲載する場合、所有者の掲載許可は必要か？

A. まず法的にみると、所有権と著作権は別の権利であり、著作権を持たない所有者には著作物の複製を許諾する権能はない（Q15）。そのため法的には、写真の掲載について所有者の掲載許可は必要ない。（数藤）

ただし、今後の関係も考えると、事前に所有者に相談した方がトラブルを回避できる場合もある。（高田）

Q19. 民間調査組織が報告書を作成して刊行した場合、報告書の著作権は民間調査組織にあるか。また、民間調査組織にも著作権がある場合、自治体が電子公開をする際には、複製権と公衆送信権以外にも許諾を得なければならない権利（いわゆる支分権）はあるのか。

A. 著作権の帰属は、委託時の契約による。例えば、出土遺物・写真データの取扱いなどと同様に、報告書の著作権を含む全ての成果物を自治体に移管する内容の契約がある場合は、著作権は自治体にあると考えられる。このような契約がない場合は、報告書を実際に作成した民間調査組織が著作権を持つ。その場合、電子公開するにあたっては、民間調査組織から複製権と公衆送信権の利用許諾を得れば足りる。

Q20. 報告書のうち、外部研究者に執筆してもらった箇所などの著作権処理はどうなるか。

A. 発行機関と雇用関係のない外部研究者の執筆箇所については、発行機関の指示通りに書いた

などの特別な事情がある場合や、研究者から著作権の譲渡を受けた場合でなければ、原則としてその研究者が著作権を有する。その箇所の著作権が消滅していない場合に、インターネットで公開するためには、少なくとも複製権と公衆送信権についてその研究者から利用許諾を得る必要がある。

Q21. 文化財保護法92条によって発掘調査を実施し、報告書を刊行した場合、原因者（開発事業者）からの許諾も必要になるか？

A. 報告書の著作権は、実際に報告書を作成した機関が持つことが通常である。そのため、作成行為を行ったわけではない原因者は著作権を持たないため、原因者の許諾は不要と考えられる。

Q22. 報告書のデータ入稿の際、印刷業者に編集作業の一部（図版レイアウトの微調整など）を委託する場合があるが、この場合、著作権の一部は業者に属するものと考えるべきか？また、契約時に権利の譲渡等について明記するべきか？

A. 文化財報告書の作成においては、DTPが浸透しており、レイアウト等については相当程度、発行機関の職員が編集する。そのため、図版レイアウトの微調整などの編集作業の範囲であれば、創作的な表現がなされる余地は乏しく、印刷業者に著作権は発生しないと考えられる。ただし、業者にイラストを作成してもらうなどの創作的な要素がある場合には、印刷業者にも著作権が発生し得るため、その場合は契約時に権利の譲渡等について明記しておくことが望ましい。

6. その他

Q23. 当機関には現在、当機関が著作権を有しており、有償で頒布している刊行物がある。今後は、有償頒布を続けながらインターネット公開も実施したい。有償頒布していることがインターネット公開に影響するか？

A. 報告書を有償で頒布していることと、著作権とは直接の関係がないため、影響しないと考えられる。機関が著作権を有している報告書であれば、インターネット公開は可能である。

Q24. 各機関のWebサイトや全国遺跡報告総覧にて、文化財報告書のPDFが公開されている。利用者は個人利用の範囲内で、PDFを1冊丸ごとダウンロード（複製）できる。しかし、図書館での複写サービス（複製）では、報告書は半分まで複製可能という運用になっている。なぜこのような違いがあるのか。

A. 個人利用については著作権法30条1項が定めており、私的使用のための複製として、PDFをすべて複製することが可能である。これに対し、図書館資料を図書館が複製する場合については、著作権法31条1項が定めており、図書館は利用者に対し、「著作物の一部分」の複製物を一人につき一部提供できる。この「著作物の一部分」の範囲については、一般的に著作物全体の半分以

下と解されて運用されている。両制度の関係については議論があるが、前者が利用者本人による複製であるのに対し、後者が図書館による複製である点など、制度としては別の建付けになっている。